

協議事項2 「菊川市こども計画」について

(1) 「こども計画」策定の背景・目的について ～ なぜ、今「こども計画」か？ ～

①「こども基本法」制定の社会的背景

これまで、国や自治体等の様々な機関において、こどもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻さを増しています。

このため、従来、諸法律に基づいて、各機関において進められてきた、こどもに関する様々な施策の共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」(以下「法」という。)が制定され、令和 5 年 4 月から施行されました。

②「こども計画」策定の目的

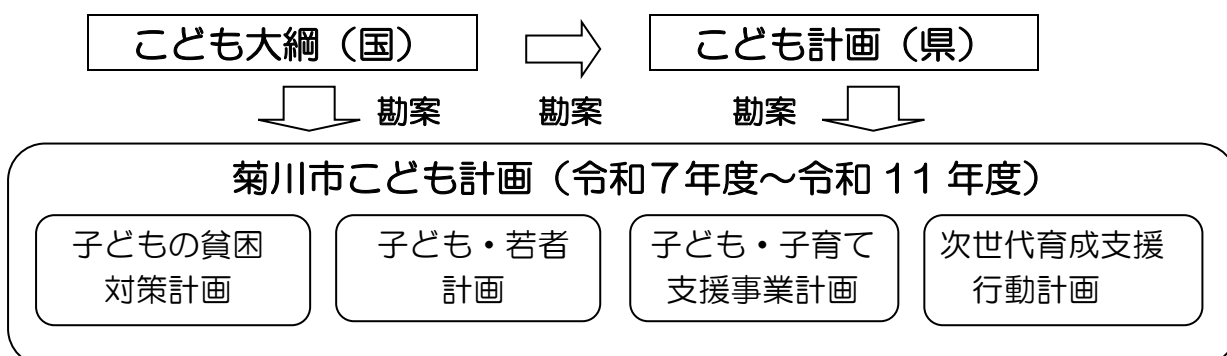
こども計画は、“こどもまんなか社会の実現”を掲げる国の「こども大綱」の理念に基づき、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと」を目的に策定するものです。

法第 10 条には、「市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村における「こども施策」についての計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されており、本市においても、令和 6 年度に「菊川市こども計画」を策定します。

この計画は、こども・若者が「権利の主体」であることを社会全体で共有することを始め、こどもの貧困対策や障がい児支援、ひとり親家庭への支援やいじめ防止といった、こどもを巡る諸課題への取り組みについて、市全体として“横串し”を刺し、もって、こども施策の総合的な推進を図ることを目的に策定するものです。

③「こども計画」の位置付け

前述のとおり、市町村こども計画は、国の「こども大綱」・県の「こども計画」を勘案し、策定することになります。また、本市では、法第 10 条第5項の規定に基づき、「子どもの貧困対策計画」・「子ども・若者計画」・「子ども・子育て支援事業計画」・「次世代育成支援行動計画」を包含する一体的な計画として作成します。



菊川市こども計画構成案

国の「こども大綱」・静岡県の「こども計画」を勘案し、本市の「こども計画」は、下記の構成案を予定しています。

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

第2章 計画策定の背景

- 1 社会潮流
 - (1) 少子化を巡る状況
 - (2) こどもと家庭を取り巻く環境
 - (3) こども・若者が直面する問題
- 2 菊川市の現状と課題
 - (1) 現況整理（人口推計、アンケート結果等）
 - (2) 課題整理

第3章 計画の基本理念及び基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第4章 こども施策の展開

1 ライフステージを通じた施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の施策

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) こども施策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (3) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (4) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (5) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (6) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制

4 数値目標（指標）の設定と進捗管理

5 国、県との連携

第6章 「量の見込み」と「確保の方策」

1 教育・保育について

2 地域子ども・子育て支援事業について

参考資料

(2) 「こども計画」の策定体制及びスケジュールについて

「こども計画」は、こども施策に係る一体的な計画となるため、策定には、こども・若者当事者を始め、多岐にわたる関係者や学識経験者等に参画いただくことが求められています。

そのため、「子ども・子育て会議」や「こども・若者参画協議会」といった【庁外組織】から意見や評価をいただくとともに、新たな【庁内組織】である「こども施策推進本部会議」及び「こども施策庁内推進実務検討会」を設置し、全庁を挙げて計画策定に取り組んでまいります。

こうした、多層的な【庁外組織】・【庁内組織】が連携することにより、「こども計画」の策定・変更及び同計画に掲げた各施策・事業の進捗状況を把握・共有し、こども施策の推進を図る体制を整えます。

① こども・若者当事者や関係団体の方、学識経験者等が参画する組織【庁外組織】

子ども・子育て会議

学識経験者や保護者、幼児施設等の関係者に加え、高校生や大学生にも委員として参画いただき、こども計画の策定やこども施策の推進等について審議する組織

こども・若者参画協議会

まちづくりに関心がある高校生や
大学生を中心に、教員や企業、NPO
等で構成され、こども・若者からの意
見聴取や支援方法を協議し、こども
計画への反映について提言を行う組織

② こども計画の策定及びこども施策の推進を図るための全庁的な組織【庁内組織】

こども施策推進本部会議【新設】

こども計画の策定・変更に関する
庁内の決定機関であり、同計画に掲
げた施策・事業の進捗状況等につい
て、評価・検証する組織

本部長は副市長・副本部長は教育長
本部員は部長級職員

こども施策庁内推進実務検討会【新設】

こども計画の策定・変更に関する
庁内の実務的な調整機関であり、左
記の本部会議に諮る内容等について、
事前に協議・決定する組織

委員長はこども政策課長
副委員長は子育て応援課長
委員は各施策・事業担当

③ 「こども計画」の策定に向けた主なスケジュール

[illegible]

(3) 菊川市における「こども・若者のまちづくりへの参画」の主な取組みについて

① 中学生ふるさと未来塾

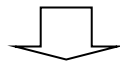
「自分の住む地域に愛着を持ち、地域の中で自己実現を目指す能力」を「ふるさと志向力」と定義し、地元企業や団体の方々が、中学生向けに企業説明会を行う「ふるさと志向力を育むキャリアセミナー」を開催しています。

② 高校生ふるさとセミナー

小笠高校と常葉大附属菊川高校と連携協定を締結し、「高校生ふるさとセミナー」を開催しています。高校生が主体となって「人口減少問題」などの市の課題について考え、市に対して解決策の提案を行っています。

③ きくがわ高校生まちづくりスクール

高校生の企画やアイデアをまちづくりに生かし、高校生が主体的にまちづくりに参画する機会として開催。ワークショップを通じて、アイデアを課題解決のプロジェクトにつなげながら、高校生自らが実践していきます。



こうした取組みを積み重ね、令和5年度には、大きな“ムーブメント”に！

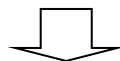
① 菊川まちづくり部が始動！

市民協働センターが活動をサポート。「自分たちの住みたいまちを自分たちで創っていく」ことを目的に、まちづくりに関心がある中高生・大学生を中心に社会人も含む18人のメンバーが公募により集まり、令和5年度から活動を開始しました。

② 全国初「菊川市こども・わかもの参画宣言」を市長が宣言！…次ページ参照

これまでの「こども・若者のまちづくりへの参画」に対する取組みが評価され、令和5年11月に全国規模の「わかものものまちサミット2023」が本市で開催。全国から若者のまちづくりに取り組む若者当事者や支援者、自治体関係者らおよそ250人が参加しました。

サミットのクロージングセッションにおいて、長谷川市長から全国初となる「菊川市こども・わかもの参画宣言」を発表し、「全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ当たり前に参加・参画できるまちを創る姿勢」を明確にしました。



本年度の施政方針にも、「こども・若者が参画するまちづくり」に取り組む姿勢が掲げられる！

(こども・若者のまちづくりへの参画推進)

(前略)「菊川市こども・わかもの参画宣言」に込められた“想い”を形にする取組を進めてまいります。

菊川市こども・わかもの参画宣言

前 文

こども・若者は、今の社会を担うパートナーであり、社会を構成する一員です。私たちは、「全てのこども・若者が自分らしく自らの想いを表現し参画できる社会」の実現を目指します。

菊川市では、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら、こども・若者のまちづくりへの参画に積極的に取り組んできました。こども・若者は、主体的に活動に取り組むこと、意見を表明すること、そして、その意見が真摯に受け止められることにより、地域への愛着、他者への信頼感、自己肯定感などを得ることができます。また、こども・若者の参画は権利として保障されることも重要です。

以上のことから、私たちは、こども基本法の理念に則り、こども・若者のまちづくりへの更なる参画を目指し、協働で推進していくことを、ここに宣言します。

理 念

私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自らの想いを表現し、その権利が保障され、まちづくりに参画できる「まち」をつくります。

指 針

1 参加・参画

私たちは、全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ、当たり前に参加・参画できる「まち」をつくります。

2 意見表明・意見反映

(1)こども・若者

私たちは、自らの想いや意見を発するとともに、意見をすぐに表明できないこども・若者の声も一緒に届けられるように努めます。

(2)大人

私たちは、全てのこども・若者が、意見を表明できる機会を確保し、その意見をまちづくりへ反映するよう努めます。また、意見をすぐに表明できないこども・若者が、安心して意見を言えるよう支援します。

3 協働

私たちは、「全てのこども・若者が参加・参画できるまち」を実現するため、様々な人たちと協働で取り組みます。